

ニュージーランドからの航空機搭乗者のみ豪国内空港でのトランジットが可能（新型コロナウイルス関連）

【ポイント】

- 豪外務貿易省から、ニュージーランドから豪州を經由し他国に向かう外国人は、3月21日（土）12時（豪東部夏時間）から72時間に限り、豪国内空港でトランジットが可能になるとの連絡がございました。
- トランジットは同一の日に行われなければならない、空港内に滞在しなければならないとことです。
- なお、過去14日以内に、中国、韓国、イラン、イタリアに滞在した外国人は対象外です。
- 72時間経過後（24日12時以降）は、適用除外申請を個別に行う必要がありますので、下記のリンクをご参照の上、該当される方は手続きを行ってください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

○豪内務省新型コロナウイルスに関する入国規制措置

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-media/current-alerts/novel-coronavirus>

詳細については、以下へご照会ください。

（豪外務貿易省）

豪州国内から

1 3 0 0 - 5 5 5 - 1 3 5

豪州国外から

+ 6 1 - 2 - 6 2 6 1 - 3 3 0 5

（豪内務省）

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/contact-us>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>